

### (3) 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会 役員報酬等に関する規則

(総則)

第1条 公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会(以下「本協会」という。)の役員報酬等の支給については、この規則の定めるところによる。

(報酬)

第2条 役員報酬は、年棒とする。

2. 常勤の理事の年棒は、1人当たり10,000,000円を限度として、本協会の資産及び収支の状況並びに当該役員年齢等を鑑み、会長が定める。
3. 非常勤の理事で職務を執行するため定期的に勤務する者の年棒は、前項の規定により定められた常勤の理事の年棒を基礎に当該役員勤務の割合等を考慮し、会長が定める。
4. 理事には、賞与は支給しない。
5. 常勤の理事の通勤手当は、給与規程第7条に規定する職員に準ずるものとする。
6. 常勤の理事の退職にあたっては、その任期に応じ第4条に規定する退職慰労金を支給することができる。
7. 監事は、無報酬とする。

(支給)

第3条 報酬の支払い方法は、前条により決定された年棒を12等分した月額払いとする。

2. 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、本協会給与規程の扱いを準用する。

(退職慰労金)

第4条 退職慰労金は、本協会の常勤の理事が常勤の理事でなくなったときに本人に支給し、本人が死亡したときはその遺族に支給する。

2. 退職慰労金の算定額は、常勤の理事が常勤の理事でなくなった日におけるその者の報酬月額に、別表に定める割合を乗じて得た金額の合計額とする。
3. 常勤の理事が次の各号の一に該当するときは、退職慰労金を減額し、又は支給しないことができる。
  - (1) 定款の規定に基づき、理事を解任された場合
  - (2) 本協会の社会的信用を傷つけ、在職中知り得た本協会の機密を漏らし、又は本協会に損害を与えた場合
  - (3) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額又は不支給を適当と認めた場合

(日当・宿泊料)

第5条 役員がその職務を行うために出張するときは、次に掲げる日当・宿泊料を支給する。

- |                              |  |
|------------------------------|--|
| (1) 近距離出張 (30km 以上 100km 未満) | 1,500円                                     |
| (2) 遠距離出張 (100km 以上)         | 2,500円                                     |
| (3) 宿泊料                      | 11,000円 (事情によりこれを<br>超えることとなるときは、実費を支給する。) |

(費用)

第6条 本協会は役員がその職務を行うために要する費用について支払う。

(兼務・兼業)

第7条 常勤の理事が、他の団体、企業等の役員等を兼務又は兼業する場合は、事前に会長の了承を得るものとする。

(補則)

第8条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、総会の決議による。

## 附 則

1. この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2. この規則の制定時の附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 附 則

この規則は、令和元年6月25日から施行する。

(別表)

1. 勤続4年間までの期間

勤続1年以下  $70 / 100 \times \text{勤続月数} / 12$

勤続2年以下  $80 / 100 \times \text{勤続月数} / 12$

勤続3年以下  $90 / 100 \times \text{勤続月数} / 12$

勤続4年以下  $100 / 100 \times \text{勤続月数} / 12$

2. 勤続4年を超え勤続10年までの期間

勤続1年につき  $100 / 100 \times 100 / 140 \times \text{勤続月数} / 12$